

平成27年 6 月 森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成27年6月23日(月) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成27年6月23日(月) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	伊藤和子	2番議員	小澤哲夫
3番議員	吉筋恵治	4番議員	中根幸男
5番議員	鈴木托治	6番議員	西田彰
7番議員	太田康雄	8番議員	亀澤進
9番議員	山本俊康	10番議員	榊原淑友
11番議員	片岡健	12番議員	小沢一男

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	村松藤雄	副町長	鈴木寿一
教育長	比奈地敏彦	総務課長	杉山真人
防災監	村松利郎	企画財政課長	長野了
税務課長	村松也寸志	住民生活課長	幸田秀一

保健福祉課長	村松富夫	産業課長	三浦強
建設課長	村松弘	上下水道課長	大場満明
学校教育課長	西谷ひろみ	社会教育課長	鈴木富士男
病院事務局長	西谷勉次	会計管理者	村松達雄

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 三浦 健 議会書記 鈴木芳明

10 会議に付した事件

- 議案第45号 森町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 森町社会体育施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 平成27年度森町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第48号 平成27年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 平成27年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について
- 一般質問
- 議員派遣について
- 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 議案第52号 建設工事請負契約の締結について
- 議案第53号 公の施設の指定管理者の指定について（森町小規模保育所）

< 議事の経過 >

議 長	<p>（ 榊原淑友 君 ）出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1、議案第45号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。</p> <p>これから討論を行います。</p>
-----	--

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第45号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (榊原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第45号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第46号「森町社会体育施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第46号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (榊原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第46号「森町社会体育施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第47号「平成27年度森町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1番、伊藤和子君。

1番議員 (伊藤和子 君) 1番、伊藤和子でございます。

ただ今討論に付されております、議案第47号「平成27年度森町一般会計補正予算(第2号)」について、賛成の立場から討論をいたし

ます。

本補正予算は補正前の歳入歳出に、それぞれ59,650千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ7,479,294千円とするものです。

今回の予算の特徴といたしまして、工場誘致対策費20,000千円につきましては、売却いたしました町有地が土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」に指定され、売買契約に基づき、双方の協議の上、処理されることが妥当と判断したということでございます。

負担金の財源は、基金に積み立てた額、100,000千円を除いた約17,000千円と、旧赤根町営住宅の売却額7,300千円の一部、3,000千円を充てて対応するものでございます。ヤマハモーターエレクトロニクス株式会社とは今後も良い関係を築き上げていくためにも、今回の金額につきましては、妥当な金額であると理解を示したところでございます。

また、住宅管理費2,600千円につきましては、城下町営住宅2棟目の撤去費用ということでございますが、森町町営住宅長寿命化計画の中で、用途廃止となりましたこの団地につきましては、入居されている方々の命・財産を守っていただきますよう、一日でも早く安全な住居への誘導を願っております。

そして、地域住民の長年の要望に応えるべく、残り3棟に対しましても、早急な対応を強く望むところでございます。

災害対策費2,268千円につきましては、コミュニティ助成金2,000千円を受けて、各町内に配備している可搬ポンプ4台分ということでございますが、当初予算に計上されておりました台数に4台分がプラスされましたので、平成23年度から6箇年計画で更新されてきました可搬ポンプの台数も残り4台となりました。

平成28年度で全て更新されるわけでございますが、本年度、防災・減災に重点を置きました本町の予算編成であること、残り4台が初期の消火活動に必要不可欠であることなど、諸般の事情を鑑み、早期の対応を願っております。

その他にも、今回の予算には不妊で悩む夫婦に対しての男性への助成、コミュニティ助成金を活用し地域の要望等にも応え、住民の意見にも配慮がみられます。

また、国・県の補助金を活用し、財源も無理なく確保されていることから、本補正予算に賛成いたします。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論を終わります。

議長 (榎原淑友 君) 他に討論はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (榎原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第47号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (榎原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第47号「平成27年度森町一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第48号「平成27年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榎原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第48号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (榎原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第48号「平成27年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第49号「平成27年度森町水道事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (榑原淑友 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第49号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議長 (榑原淑友 君) 起立全員です。
したがって、議案第49号「平成27年度森町水道事業会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。
日程第6、議案第51号「静岡県市町総合事務組合規約の変更について」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (榑原淑友 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第51号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議長 (榑原淑友 君) 起立全員です。
したがって、議案第51号「静岡県市町総合事務組合規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。
日程第7、一般質問を行います。
通告の順番に発言を許します。
3番、吉筋恵治君。

3番議員 (吉筋恵治 君) 3番、吉筋恵治でございます。私は通告に従い、来る2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの各国チームの事前合宿地の誘致に向け、当森町においても参加の方向で検討をしてみる必要があるのではないかと思います。村松町長に質問をさせていただきます。

5月19日の報道によれば、焼津市はかねて静岡県と友好関係にあるモンゴルのレスリングチームと、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿に向け交渉中と発表され、6月4日には、8月までに正式契約すると発表しました。

私は、その報道を見まして、当森町ではどうかと考えました。高速道路・空港を含め、交通のアクセスは可能であり、現在建設中の「新総合体育館」も10月以後使用できるので、室内競技であれば可能な競技もあるのではないかと考えました。

それに伴い、宿泊施設は地元として満たさなければならない要件・条件は、資金は、手続きは、国や県の補助はどうなっているのか、そんな思いを巡らせました。少し調べてみようと思い、5月20日、県庁へ連絡をし、スポーツ交流課へ行き話を伺いました。

県庁では、文化・観光部、スポーツ交流課、渡邊主査、鈴木主事、笹野班長の3名が応対をしてくださり、大変わかりやすく親切に、また長時間にわたり説明をしてくださいました。その熱心さに私も大変感心をしました。

私がお聞きした内容は、次の点でございます。1. 事前合宿とは何か、2. 県の考え方・目的は何か、3. 県の事前合宿誘致の数値目標は何箇所か、又は何チームか、4. 勧誘の最終期限はいつまでか、5. 事前合宿誘致に必要な要件・条件は何か、6. 県は森町でも参加が可能と考えるか、7. 現在、県の誘致に向けての状況はどうか、8. 他県の動向はどうか、9. 資金はどれくらい必要であるか、10. 国、オリンピック協会及び県の補助はあるのか、以上の点につき話を伺いました。

伺った内容を概略しますと、一般的に事前合宿は、オリンピック選手村に入居する前に運動調整をするために、又は体をその風土に慣らすために近隣に滞在することで、静岡県ではその制度を使い、友好関係を進め、観光や経済力を上げ、さらには文化向上と誘致運動そのものから得る情報力や交渉力をアップできたら、また、県としての力の向上を図りたい。

県では、県内への誘致目標を35チームとし、誘致要件をおおむね満たしている施設と地域96箇所を指定し、その資料等は既に配布済みで、その中に森町の本年10月以後使用できる「新総合体育館」も入っております。96施設のうち28市町・地区より誘致の方向を県では受けており、今後調整に入っていく予定ですが、森町からはその意向を受けておりません。指定地域・施設であってもその判断は各地域が実情に合わせ決めることと県では考えています。私たちが経験が乏しく、手探りで現在進めているのが実情です。ただ、目標数値はありますので、チームみんなで努力して達成したく、多くの自治体が声を上げてくださることを望んでいます。おおよそそのような内容でございました。

現在工事進行中の「新総合体育館」が事前合宿地候補となったのも、新東名と2箇所のインターチェンジが大きな要因であることも話の中に入っておりました。元々、新東名と二つのインターチェンジの設置は、町長と行政の大きな努力の実績によりなされた成果であり、今後森町にとりこの高速道とインターを基軸とし、様々な問題に諸々の対策事業を起こすチャレンジが始まっていくのではと私は思っております。

そうした中、5年後の東京オリンピック・パラリンピック事前合宿誘致に名乗りを上げることは、県内外に森町の存在を示し、誘致に向けての努力は町民の皆さんに夢や希望を予感させ、何よりも町政・行政が未知なることにチャレンジしようとする姿勢を町の皆さんに示すこととなり、今後の森町に新鮮な方向性を伝える一事になると私は考えます。

誘致の努力は、他地域との競争を含め大変なこともあると予想されますが、その取組過程から得る情報や知識、人間関係から得るものも大きな経験となり、今後の森町に大切な収穫になると思います。

以上の事柄を踏まえ、当森町も東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致に向け、検討会を立ち上げるべきと考えますが、町長の考えを伺います。

議 長
町 長

(榑原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 吉筋議員の「2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックの各国チームの事前合宿誘致について森町の考え、方向性について」のご質問にお答え申し上げます。

議員ご承知のように、平成25年9月8日に、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、静岡県は、富士山静岡空港、東名高速道路及び新東名高速道路があり、競技会場へのアクセスが良いことから、県内各地で事前合宿地（キャンプ）の誘致活動が行われようとしています。

森町が事前合宿地に選ばれた場合の効果を考えますと、多くの町民の皆さんが、スポーツ観戦やイベントへの参加など、様々な場所や場面でスポーツへ接する機会が増大するとともに、スポーツ振興や健康、体力づくりに、多くの好影響を生むものと思われれます。また、観光や商業関係に効果があると考えられます。

しかしながら、平成25年1月24日に設立されました、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が示しております、「事前トレーニング（キャンプ）候補地ガイド（紹介リスト）掲載」応募要項（平成27年5月12日第4版）によりますと、練習施設・トレーニング会場の条件には、各競技の国際競技連盟の技術要件を満たす機能や仕様が備わっていることとされております。

また、宿泊施設では、練習会場に30分以内にアクセスできる施設であることや、選手全員を収容できること、言語対応、快適な滞在環境（個室に十分な広さがあること、プライバシーの保護等）、また、食事面でできる限り柔軟で、きめ細やかな対応が求められます。ドーピングに関しては、キャンプ地においても抜き打ち的に検査が行われることもあるとされていることから、ドーピングに関し配慮が重要になってきます。さらに、宿泊施設の補完するものとしてトレーニング施設やリカバリーのためのプールや温泉、ドライサウナやスチームサウナなどが要求された場合もあります。

これら以外にも、スポーツ用品は、オリンピック仕様のものが必要になりますが、総合体育館で使用するスポーツ用品は、町民の方が使いやすいものを目指しており、国内の大会には対応したものを採用していますが、誘致された場合には、新たに揃える必要があります。これら全てが、キャンプ誘致を行う自治体が、責任と費用負担を負うこととなります。吉筋議員も、県の負担はどうかということをお問合せしていただいたようでございますけども、県の負担についてはご返事がなかったのではないかなと思っております。

以上の点から、積極的な誘致はできないと判断をいたし、静岡県東京オリンピック・パラリンピック推進会議が平成26年9月9日付けで行いました、「事前合宿誘致に関する検討状況の中間報告について」には、「事前合宿誘致を希望しない」と回答をいたしたところでございます。

議員ご質問の中にあります、県内28市町の誘致に向けての検討状況でございますが、県推進会議によりますと、焼津市と伊豆の国市につきましては、受入れ国及びその競技団体が決まり、残りの市町につきましては、中間報告書へは誘致を希望すると報告いたしましたが、具体的に動き出しているわけではなく、競技施設、宿泊施設の検討段階であると聞いております。

以上申し上げましたように、現段階において、「事前合宿誘致」に再度手を挙げるのは、なかなか難しいのかなと思っております。したがって、誘致のための検討会を設けることについては、現段階では考えてはおりません。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議 長
3 番議員

(榊原 淑 友 君) 3 番、吉筋恵治君。

(吉 筋 恵 治 君) 町長が今お答えをしてくださった根拠には、幾つか私が県でご説明を頂いたものと差異があるというふうに思います。その点をまずお伝えしておきたいなというふうに思います。

まず、最初に「事前トレーニング（キャンプ）候補地ガイド（紹介リスト）」、これは来年の3月31日がメ切りとなっております。

これは日本オリンピック協会が正式ガイドとしてこの夏以後、参加国すべての国に配布をする正式ガイドでありますから、そのガイドは純然たるオリンピックの種目の規約そのものが全部載っております。ですから、大変厳しい内容になっております。ちなみに私が96箇所のうち、この県内で正確にはどのぐらいそれにかなう施設がありますかというふうにお聞きをしましたら、最初的时候には10ほどでしょうか、10ぐらいでしょうかその施設があるものとはいうことでございました。それから、もう一度2週間ほどして確認に、正確な数字はわかりますかとお聞きしたところ、恐らく今の段階ではつきりわかりません。来年の3月31日になると分かってくると思いますが、今把握できているのは数箇所です。5箇所6箇所7箇所、そういった感じでございました。

ちなみに、浜松のアリーナはバスケットとかバレーを誘致する予定であります、それは規格に入っておりません。ほとんどのこの96箇所の施設は、オリンピックの正式競技の規約を満たしていないということでございます。ではなぜ96箇所も指定をされたのか教えてくださいということをお聞きしたら、これは最終的には例えばアメリカであるとか、ロシア・中国・オーストラリア・カナダ・ヨーロッパの先進国は、非常に厳しい内容で資金もありますから、国内の一番それに伴う良い所を資金があって求めてくると思います。ただ、事前合宿の誘致は、大会の直前まで行われます。で、決してその規約又は基準を満たしている必要は、今までのオリンピックでも全く結果から言うと必要はないと。

ですから、最終的にはその規約をどのように満たすかはその地域によりますけれども、浜松地域に私お聞きしましたら、浜松では二つの方法がある。一つはオリンピックの事前合宿に間に合うまでに、基準に合う施設を準備するか、それとも、もう一つは、これが大きなところですが、多くの国の資金のない国は、その準備の基準そのものが必要ではないので、後は交渉でそこがいいよ、お宅でいいよと言ってくだされば、どこでもいいと。県ではそのように理解をし

ている。

ですから、余りひどい所ではありません。良い施設が96箇所私たちが指定をした所は、交渉の過程でどうなるかは分かりませんが、そこには一定の条件を満たして、後はその国が、どのように判断をするかというふうな返事でした。それは地域とその国を、県が、又は大使館が調整をするというような話でした。

それから、宿泊施設のことではありますが、私はこの森町が大変大きなチームを、又は誘致することは到底出来ないというのは私もよく分かっております。言葉の問題もあるでしょうし、施設の問題もあるでしょう。ただ、過去の例から言うと、四日ないし三日のところもあった。つまり、資金がないから、その国の風土に慣らせればそれでよいというような国もあり、その幅はものすごく幅が広いんだと、その中で森町にとってなるべく合致するところを探せるかどうかは別にして、そういう努力をしてみる範囲はあるな、そういう状況であるというようなご説明でした。

事前合宿の、要するに誘致は、これから4年くらいできる。ですから今からでもその意志があれば、4年検討して結果を探すことができる。できるかできないかはその結果の問題だろうと思っております。ちょっと町長の決定の基準が私と町長の認識がちょっと違う、大変厳しい指導者でありますから、考え方に立っていると思いますが、基準がちょっと違うと思いますので、決定も少々違う余裕が出てきたんじゃないかなというふうに思いますので、そのところをお伺いしたいと思います。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) まず、事前合宿のことについては、「事前トレーニング(キャンプ)候補地ガイド(紹介リスト)」掲載応募要項として決められたものが我々のところに送られて、これに基づいて事前合宿の手を挙げるかどうかという照会がございましたので、我々はそれに基づいて回答したということでございます。

今吉筋議員がおっしゃっていることは、この応募要領その後、県

もお話では35箇所くらい何とか誘致をしたいということでございまして、この応募要領に該当しないけども、準ずるところがあれば、ある程度相談に乗りましょうという意図がうかがえますけども、具体的に我々にそういうアプローチがあったわけではございません。

基本的には、このキャンプ地等々の経費については、すべて自治体負担でございましてということですから、無理をして誘致をするというのはいかがかなと。それなりの大きな市町ならば可能かと思えますけども、小さな市町がですね、たまたま施設ができたからといってですね、それに附帯する関連施設があるわけではございませんので、やはり我々はその後県が具体的に誘致をしたくなるようなプレゼンテーションが出てくれば、そのとき検討すればいいのであって、現時点ではそういうアプローチもございませんので、先ほど答弁させていただいた次第でございまして。

ちなみに、ワールドカップのケースを申し上げますと、ワールドカップについても、北の丸の日本選手のサッカーの宿泊については、何ら手を挙げたわけではございませんので、監督がですね、北の丸を気に入って、そしてあそこを選手の宿泊キャンプ地にしたいということで決められたところでございまして。森町の体育館をプレスセンターの候補地にしたのは、磐田市が選手の競技場の受皿として手を挙げて、磐田市が練習場の土地を確保した。

しかし、プレスセンターをどこに作るのがいいかということで、競技場と宿泊の間にある森町の体育館が適当だろうということで、磐田市長さんから森町さんの体育館をプレスセンターにしたいから貸していただけませんかという話がございまして、私は貸すならば、借家料を頂きますよと。その代わりに頂いた借家料については選手のための環境整備に使わせていただきますよ。そういう条件でよければ体育館をお使いくださいということで、磐田市と森町、北の丸が土地は袋井市ですから、袋井市等々が連携し合って日本選手のサッカーのキャンプ地となったわけでございまして。

ですから、今後周辺自治体とお互いに役割分担しながら、協力し

合う場面が出てくるならば、それはやぶさかではないと思っておりますけども、森町が単独で、具体的にこういう国を誘致して、そして一切森町の負担で進めていきたいと思いますというのは、現時点での私の考えは持っておりません。以上でございます。

議 長
3 番議員

(榊原淑友 君) 3 番、吉筋恵治君。

(吉筋恵治 君) 補助のこととありますが、町長のおっしゃるその内容は、誠にもっともだと思います。補助については、日本オリンピック協会、それから諸々に確認をしました。国も、それからオリンピック協会も、その資金の補助はないと。県の方では恐らく出さざるを得ない状況になってくるだろうと。そのことで、今検討の課題に挙がっておる。それがはっきりするのはちょっとわかりませんが、県としては一定の補助はしなければならないことになるでありましようというような、どれぐらいの割合かはわかりませんが、そんな内容でございました。

ちょうど町長からワールドカップの話が出ましたものですから、それを関連としてね、ちょっと申し上げたいなというふうに思います。私もそのことが頭にあったものですから、ちょっと調べてみて。他人の文章を引用しますので、すいませんが読ませていただきます。

13年ほど前になります。サッカーワールドカップ日韓共同開催の折、森町の総合体育館がメディアセンターとなり、町の名が全国に発表されました。この記憶は、この議会におられる皆様もご承知のとおりでございます。トルシエ監督の名のトルシエ通りなどのネーミングも登場し、今も良い記憶として残っております。

しかし私は、同時期更に注目し、鮮明に残っていることが1件ございます。それは九州大分県の小さな、本当に小さな村、当時住民千人ほどの中津江村が、サッカーワールドカップ事前キャンプ地に名乗りを上げ、結果、シドニーオリンピック金メダルのカメルーンチームを誘致し、大変な話題となりました。「久米宏のニューステーション」で特集を組んだほどで、中津江村は世界に発信されました。

5月に焼津市の報道を見たとき、すぐに森町はどうかと思ったのは、自分のふるさとであること同時に、自分の中にこの中津江村の記憶があったからだと思います。このことを考え始め、改めて中津江村のことを少々調べてみました。町の今後の参考になるかもしれませんが。以下は、当時の中津江村村長の「坂本休」氏の文を参考にしました。

2001年当時、中津江村は人口1,300人、村長は「坂本休」氏、村長になり2期目に入った頃で、地元ではサッカー少年が多く、たまたま2面の芝のグラウンドがあり、「鯛生スポーツセンター」もあり、宿泊施設として使えそうだと思います、周囲の人に話したところ、子どもに夢を与えられるし、地元の名を広めることにもつながる。誘致運動は村の活性化につながるかもしれないので、やってみようということになりました。

ちなみに、ワールドカップ日本組織委員会の公認キャンプ条件は、1. 2面以上の芝のグラウンド、2. 夜間照明の施設、3. 屋内トレーニング施設、4. 宿泊所から15分以内にグラウンドがあること、その他21項目ありました。坂本村長は、検討結果、村の努力で条件には添えると判断をしたそうです。

当時、全国では84地域がキャンプ誘致に声を上げており、全国のサッカー関係者は、財政力の小さな村で、交通アクセスも悪いこともあり、誰も取り合ってくれませんでしたと坂本村長は語っております。

結果としてカメルーンチームが中津江村を選んだ理由は、1. 静かな村で選手が落ち着けること、2. 目の前に自然環境があること、3. 村が標高350メートルから500メートルにあること、その3点だけであったそうです。

キャンプ期間中、役場職員には深夜から未明の勤務となり大変な思いをさせてしまった。小学生と高齢者のボランティアの共同作業は大変であったが、徐々に村が一体感を増し、一つの組織のようになっていたと振り返っています。

その後、カメルーンと交流が始まり、村の女性とカメルーンの女性が共同で作った「カメルーン弁当」は、13年後の現在も販売され大変好評とのこと。中津江村では、毎年使い古しのサッカーシューズを集め、今もカメルーンの子どもたちに送り、喜ばれているそうです。人的交流も毎年行われております。

その後、全国の高校生のサッカー選手の要望が多く、芝のグラウンド2面と砂地グラウンド2面が増設され、現在6面となっております。合宿の要望も多く、村では430人収容の宿泊施設も設置され、高校生を中心に年平均にすると3万5千人以上が利用をしているとのこと。さらに、毎年1回全九州ジュニアラグビー大会が行われ、選手以外に村の人口以上の保護者が2泊3日当地に滞在し、大変な賑わいだそうです。

平成の大合併の折、将来への人口予想に伴い合併を選択し、日田市となりましたが、周辺地域も含め、世界の中津江村の名は残すべきとなり、「大分県日田市中津江村」となっております。そのときより、村の意向の多かった村内500世帯で「財団法人中津江村地球財団」も設立されました。営業態は、鯛生スポーツセンター、地底博物館鯛生金山、合宿施設鯛生スポーツセンター、道の駅鯛生金山、家族旅行村、これはレストランと売店だそうです。中津江村とJA共同出資の「株式会社つえエーピー」、これは地元農産物の6次産業専門の加工と販売会社だそうです。現在それらは財団である地元民が管理運営をしており、雇用に大きく役立っているとのこと。

事前キャンプ運動とキャンプは、振り返ればほんのわずかの間でしたが、このような花がこの村に咲くとは、当時誰も思っていなかったと坂本村長が書いております。

少々町長にくどくて恐縮ではありますが、県の事前合宿候補地指定は、新東名と二つのインターチェンジ、「新総合体育館」という、先ほども申し上げましたが、町長と行政の大きな大きな努力の成果の上に成り立っている案件であります。千人の村が挑んだことを、私たちの町が挑んだとしても、結果は別として町にとり有意義なチ

チャレンジになると私は考えております。

大変くどくなって恐縮ですが、町長の考えを伺って、私の最後の質問とさせていただきます。

議 長 (榑原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) 中津江村のワールドカップの成功例は成功例として、当森町は、先ほど申しましたように、現段階では誘致については考えておらない。そして、そのための組織も作る予定はないと。このように再度答弁させていただいて、ご理解をよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 (榑原淑友 君) 12番、小沢一男君。

12番議員 (小沢一男 君) 12番、小沢でございます。私は3問質問いたします。1問目は、地方創生森町総合戦略に子どもたちの声の聴取、提言の活用についてであります。

地方創生に向け、政府が本年度中の策定を自治体に求めています。「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」をめぐる議論が熱を帯びてきた感があります。市町村では、人口減少など課題に対処する5箇年計画の施策をこの戦略に盛り込みたいとしています。行政主導の動きが加速していく中、本町においても人口減少克服、地方創生に向けた町民からのアイデア・提言・意見の募集が始まりました。5年、10年後に中核となりますのは今の小学高学年、中学生の世代であります。

私は、今は、激しく動き変化している時代こそ、万般にわたって真剣に意見・知恵を出し合って、将来の森町をイメージして「どんな森町にしたいか」新しい目で一つ一つ見直していくことだと思ひます。

世代を超えて子どもたちを対象に意見・提言を聴くことは、貴重な機会ではないでしょうか。子どもたちの声の聴取、提言を活用した戦略作りの考えを伺ひます。

2問目は、自転車運転マナー向上について伺ひます。

まず自転車は、車であると自覚することが大事です。6月1日か

ら改正道路交通法の施行に伴い、自転車運転中に危険なルール違反を繰り返すと、14歳以上を対象に「自転車運転講習」を受講することが義務化されました。「危険行為」に当たる自転車のルール違反について改めて確認し、これを契機に危険運転撲滅を目指し、今一度町全体で自転車運転マナーを見直すことが大切ではないでしょうか。

自転車は免許がなくても手軽に乗れる反面、事故や危険とも隣り合わせです。罰則強化の背景には、毎年自転車での死亡事故も多く起こっているのが現実です。警察庁によりますと、昨年1年間の自転車関連事故は約109,000件、交通事故全体に占める割合は2割にも上り、自転車事故の死傷者の6割超が信号無視などの法令違反をしていると言われています。

森町においても、平成26年1月1日から12月31日までに自転車事故は8件、年齢は15歳から64歳までが5件、75歳以上が3件、出会い頭が5件、昼間の事故7件、平成27年1月1日から6月現在は2件であります。10代が1件、30代が1件、出会い頭1件であります。

改正道路交通法が危険行為と規定する14項目の内容は、信号無視のほか、酒酔い運転や歩道での歩行者妨害など、傘をさしたり、携帯電話を操作したり、イヤホンで音楽を聴きながら自転車を運転し事故を起こした場合なども対象となりうることもあり、これらの行為は身近に起こり得ることであり、しばしば見受けられます。

事故はほんの一瞬の油断で起こり、人生を狂わせる場合もあります。安全第一を徹底し、被害者も加害者も生まないための取組を進めなければなりません。まず、町民の皆さんへの交通マナーを向上させる周知徹底の具体案をお示してください。

2点目は、14項目の危険行為のチラシ作製、そして配布の考えをお聞きいたします。

3点目は、福祉行政、救急医療情報カード（シート）の導入について伺います。

私は、平成22年3月議会において、救急医療キットのことについて

て質問させていただきました。質問の医療情報カード（シート）の実物資料は担当課職員にもお渡ししてありますが、高齢者の救急搬送にかかる時間を短縮するため、既往症や緊急連絡先を一枚の用紙にまとめてもらうことによって、医師への引継ぎがスムーズになり時間短縮ができ、早期治療に大きな効果が出ると言われています。

取組の中心は、もしものことに備え、高齢者の救急医療情報をあらかじめ専用の用紙に記入していただくことです。シートにはA4サイズで、治療中の病気や服用中の薬の内容、かかりつけ医の病院、緊急時の連絡先などを記載、自宅に駆け付けた救急隊員が搬送時に必要最低限の情報が一目で分かるようになっていきます。個人が記入して冷蔵庫など目立つところに貼っていただくというものです。

高齢者や障がい者の方が、地域で安心して暮らし続けられる環境をつくることは、本当に大切なことだと思います。平成26年度森町における救急出動件数は645件中、森町における65歳以上の高齢者救急搬送人員397人のうち、急病人搬送は245人61.7パーセント、交通事故、一般負傷等々を含め601名中397名、66パーセントに上がります。

本町の高齢化率も、65歳以上の高齢者は、皆さんもご存じのように平成27年4月1日現在19,220人のうち、65歳以上が5,808人、高齢化率は30.2パーセント、3.3人に1人、75歳以上の高齢者人口は3,295人、17.1パーセント、5.8人に1人、65歳以上の高齢者で一人暮らしは、664人、夫婦のみ世帯1,280人、また、75歳以上の1人暮らしは434人、夫婦のみは665人、今後高齢化率が進むにつれ、急病による救急搬送が増加傾向になっていくと思われます。

元気で健康で無事であること、長寿は誰もが願うことであります。大切な命を守るためには、一分一秒が勝負であります。救急隊・医師との連携が早期治療につながります。救急医療情報カード（シート）導入の実現はできないか、町長の見解を伺います。

議 長 （ 榊原 淑 友 君 ） 町長、村松藤雄君。

町 長 （ 村 松 藤 雄 君 ） 小沢議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、「地方創生森町総合戦略に子どもたちの声の聴取・提言の活用について」のご質問にお答え申し上げます。

総合戦略の策定に当たりましては、住民、関係団体や民間事業者等の参加・協力により、特に幅広い年齢層からなる住民等の意見を反映させることは、将来の森町の姿を考えていく上では重要なことであると認識しております。したがって、現在、アイデア提言を実施しているところであり、また、関係団体等への意見聴取も開始したところでございます。

議員からご指摘のありました、子どもたちからの意見提言を聴くことについては、私自身も重要なことと考えておりました、次代を担う子どもたちに町の将来やまちづくりについて、自由な発想で主体的に考え提案していただくということは、私も大切な視点であるとと考えております。

このような中、今年度は合併60周年の記念の年でありますので、その一環として、森町内の小中学生を対象にして、「これからの森町」「こんな森町ってイイな！」をテーマに作文コンクールを実施しているところでございます。このコンクールにおいては、当町の自然の豊かさや暮らしやすさ、歴史や伝統文化を再認識し、町の将来像をイメージしてもらい、積極的に取り組んでいただきたいと考えております。この作文コンクールの実施を通じて、子どもたちからの提言を頂き、総合戦略策定時の参考にさせていただきたいと考えております。

また、作文コンクールの提出者や、町内小・中学校の児童会や生徒会の役員とのディスカッションを実施することも、一つの方法であると考えておりますので、教育委員会や各学校とその手法も含め相談しながら、今後検討していきたいと考えております。

次に、「自転車マナーの向上について」申し上げます。

近年、悪質で危険な自転車運転者が急増し、事故やトラブルが後を絶たない状況にあるため、議員ご案内のとおり、本年6月1日から改正道路交通法が施行されました。

今回の改正では、自転車の信号無視、一時不停止、酒酔い運転など14項目の危険行為を指定し、これらの違反を3年以内に2回以上繰り返す14歳以上の自転車利用者に、「自転車運転者講習」の受講命令が下されることとなりました。この命令を無視して受講しなかった場合には、50千円以下の罰金が科せられるという厳しい内容となっております。

さて、ご質問の「町民への周知徹底の具体案について」及び「14項目の危険行為についてのチラシの作成・配布の考え」についてでございますが、関連がございますので、一括して答弁申し上げます。

自転車の運転については、免許も必要なく、気軽に乗れるが故に、大人だけでなく子どもが引き起こす事故も問題になっております。町といたしましても、議員のおっしゃるとおり、この改正を契機に町全体の自転車のマナー向上を図ることが大切だと考えており、様々な対策を講じているところでございます。

具体的には、まず今年度に入り、小中学生には、交通安全指導員と連携して交通安全教室を実施するとともに、高校生に対しても交通安全講習会を実施し、マナー向上と改正道路交通法の周知を図ったところでございます。

また、7月11日から20日まで実施される夏の交通安全県民運動に併せて、交通安全協会森地区支部と連携して効果的なチラシを作成し、期間中高校生への街頭指導で配布するとともに、町内全戸へも配布して参りたいと思います。さらに、今後広報紙等でも取り上げて、町民への周知を図って参りたいと存じます。

いずれにいたしましても、自転車は道路交通法上「軽車両」でございますので、公道を走行するときは、交通ルールを遵守していただいて、少しでも自転車事故の減少につながればと考えております。

次に、救急医療情報カードの導入について申し上げます。

高齢者や障がい者等の方が、緊急時に必要な情報を保管することにより、救急時の医療活動に活用し、安心して生活ができるよう、救急医療情報は重要な事柄だと思います。救急医療情報を救急隊に

提供する手段として、救急医療情報カードを始めとして、救急医療情報キットやお薬手帳など、様々な手段が検討されているところです。また、救急医療情報を有効に活用するためには、冷蔵庫などに保管場所を統一するとか、情報の更新を定期的実施するなど、利用者の協力も大切になって参ります。

救急医療情報の整備に際しては、毎年民生委員の協力によりまして、秋に実施している「避難行動要支援者名簿」の整備更新と合わせて実施していくことが有効であると考えられます。

このため、整備に当たり、民生委員の方々のご協力が必要不可欠であり、また、ご負担を掛けることになることから、民生委員の皆様のご意見を伺い、同意を得られれば、救急医療情報の提供手段、カード方式かキット方式か、それぞれ長短がございますので、それらを検討しながら、対象者の選定等協議をしながら、導入について検討して参りたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。

議 長
12番議員

(榊原淑友君) 12番、小沢一男君。

(小沢一男君) 森町総合戦略は、第9次森町総合計画とも重ね合わせることで、大変難しい部分もございますけど、この前の協議会でですね、町長も、私の責任において作るという、大変確信を持ったお言葉を頂きました。

その中では、新しい町長になる方にも修正できる余地は残すと言われておりますけど、町長の強い意志ということで、課長はですね、新交付金を頂けるということで、ハードだけでも、10月に何とかやりたいと、このように言っておりますけども、一番私が評価したいのは、近隣市に先駆けてですね、パブリックコメントという、この言葉が通じるか通じないかわかりませんが、地方には。皆さんから意見を頂くと。この提言はですね、近隣市はどこもやっていません。時間がない。森町は先行してやってくれたということは、これはすばらしい森町の総合戦略ができるのではないかなという、私もその期待と評価をしていきたいなど。見守りたいなど。

この日程表を見ますと、5月に立ち上げた、メンバーが立ち上がっていると思いますけども、森町をよくするという中で、私がなぜ子どもの提言をと、町長もこの作文とかいろいろで、非常に大事なことだということを、有り難いお言葉を頂きました。

新聞を見てですね、私は東日本の大震災でですね、漁業の町です、復興した5年後、10年後にね、中学や小学校の子どもにどんな町を作りたいかという子どもたちに投げたら、その子どもたちが、まあ当然だと思いますけども、そうしたらですね、ショッピングモールを欲しいとかですね、ゲームセンターを欲しいとかですね、子どもらしいなといったときに、大人が気がついたと。どういうことに気がついたかという、今まで漁村としてですね、長い歴史があった町にして、しょうがない印象もあるんですけども、という大人たちがですね、頭を抱えた、そりゃ当然だと思いますね。ショッピングモールとかですね、ゲームセンターなんて、そんなことを言われたから、今度は大人が頭を変えようという中で、自分たちの仕事をですね、漁業のことを余り子どもたちに話していなかった。この反省がですね、ちょうど合致して、今度は子どもたちと意見調整をしながら、子どもたちにどんな町にしたいのかっていう、大人たちの、自分の漁業の伝統を話しながらですね、言ったら、今度は子どもたちが漁師になりたいとかですね、この町の歴史を誇りに思う、こういう発言が出て、大人たちを感動させたと、こういう新聞も、読まれた方も読まれない方もあると思いますけども、いつも思うんですけども、子どもというのはですね、目標に向けて挑戦する力ですね、やはり大人の信頼から、私は育っていくのではないかなと、このように思っております。

特に、なぜ町長、私も、子どもの声をと、若い子どもたちをという言葉を出したかといいますとですね、日本ではですね、小学生や中学生の年齢が上がるにつれてですね、夢を持つ割合が少なくなると。諸外国と比べてね、本当に少なくなるとい調査結果も出ていたんですね。やっぱり大人たちが、夢が自分を向上させるという無

限の可能性を子どもたちが持っていることを伝えるにはですね、やっぱり自らの姿で大人が示す、これがいいまちづくりができると思いますので、是非この小学生の作文とかですね、いろいろの提言を頂いたらですね、是非参考にして、いいまちづくりを作ってもらいたいなど、このように思うところがございます。

自転車も、総務課長にも14項目はお渡ししてありますので、非常にわかりやすいものですので、是非これも実現に向けて、がんばってもらいたいと、実現していくと、夏の運動等々で配布してくれるということで、ありがとうございます。

情報シートはですね、非常にメリットデメリットあることは分かっております。是非ですね、検討という段階では、私もどっかに医療キットはですね、やっぱり救急隊の皆さんに聞くと、冷蔵庫の奥なんかに入れられちゃうと、かえってデメリットになってしまうというお話を救急隊の皆さんからも、磐田や菊川や、いろいろ情報を得ながらですね、やったら、どっかにいいものがないかなという思いで、一生懸命こう全国的な情報を得ながら探したら、情報シートがあったという中で、これはマグネットになってですね、町長もご覧になったと思いますけども、あれマグネットになってるんですね。それであればですね、188円で1枚できるっていうですね、非常に高価ではないということですね、その市の皆さんも会社まで教えてくれましたけども、会社は言いませんけども、そういう活用をしたら、非常に高齢者の皆さんが活用されて、救急に非常に役立っているというお話もありますので、この地方創生の子どもたちへの提言も、また自転車も分かりましたので回答はいりませんが、医療情報シートの考えは、検討じゃなくて実施の段階に向けて、民生委員もいいですけども、やっぱり行政の中でやりましょうというお話を持っていてもらいたいと思うけども、そういう方向性はできないのか、1点聞いて、お答えをよろしくお願いいたします。

議長 (榎原 淑 友 君) 町長、村松藤雄君。

町長 (村松 藤 雄 君) まず、医療情報シールがいいのか、医療キ

ットがいいのか、それこそ次は伊藤和子議員からは、医療キットのご質問を頂いておりますし、小沢さんからはシールがいいという質問を頂いてですね、我々も両方を比べながら、それぞれ長短があるなど、このように思っております。しかし、どちらかは必要だという認識は持っておりますので、具体的に携わってくれる民生委員の方々に意見を聞きながら、実施する方向で民生委員の意見を聞いて参りたい。

ですから、実施したいんだけども、皆さん協力して下さいますかというスタンスで声をかけていきたいと思っておりますので、検討するという意味ではなくて、実施に向けて取り組んで参りたいというニュアンスにとっていただければと思います。以上です。

議長 (榊原淑友君) しばらく休憩をします。再開を10時50分から行います。

(午前10時38分 ~ 午前10時50分 休憩)

議長 (榊原淑友君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

1番、伊藤和子君。

1番議員 (伊藤和子君) 1番、伊藤和子でございます。私は先に通告いたしましたように、「高齢者世帯の見守り体制について」と「空き家対策について」の2問をそれぞれ町長にお伺いいたします。

まず1問目の「高齢者世帯の見守り体制について」です。全国的に、また、森町でも一人暮らしの高齢者の方が増加しております。高齢者世帯の緊急時・災害時の対応策と見守り体制の現状の課題をお伺いいたします。

特に一人暮らしの高齢者の方、また、高齢者世帯では容体が急変したときに、駆けつけた救急隊等が本人の医療情報を早急に確認できる対策が必要ではないかと考えます。離れて暮らす家族の不安の軽減、災害時・緊急時の迅速な応急処置や救急搬送につながる救急医療情報キットの無料配布を提案いたしますが、町長のお考えをお伺いいたします。

続いて2問目の「空き家対策について」お伺いいたします。全国

的に空き家の増加が問題となっております。森町でも防災・防犯・衛生・景観上の観点から早急な対策が求められています。先月、空き家対策特別措置法が施行されましたが、森町として老朽化が著しい空き家に対して、今後どのような対策を講じていくのでしょうか。

また、移住・定住を推進する観点から、有効活用できる空き家に対しての対策をお伺いたします。

議長 (榊原淑友君) 町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) 伊藤議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、高齢者世帯の緊急時・災害時の対応策と、見守り体制の現状課題について申し上げます。

まず、高齢者世帯の緊急時・災害時の対応策といたしましては、一人暮らし老人の緊急時の不安軽減と緊急事態に対応するため、希望されるお宅に簡易型緊急通報装置を設置し、緊急時に装置の非常ボタンを押すと、設置者があらかじめ指定した緊急連絡先に自動で通報される「森町ひとりぐらし老人緊急通報システム」を行っており、6月現在18名のお宅で設置されております。さらに、災害時に備え「避難行動要支援者名簿」の整備を行っており、避難時に地域住民や民生委員、自主防災会等の協力を頂くこととなっております。

次に、見守り体制の現状課題ですが、現在、日常の安否確認の手段として、新聞販売店や日本郵政グループ等、七つの事業所と水道検針員2名にご協力を頂き、森町高齢者等地域見守りネットワーク事業を展開しています。これは、協力事業者が新聞や郵便配達等の業務中に高齢者宅で異変が起きていないか確認していただき、何らかの異変に気付いた場合に通報してもらい、保健福祉課職員が訪問して安否確認を行うこととなっております。しかし、配達時での見守りでございますので、各事業所の方々もなかなか時間をかけての見守りはできず、限界はあるのかなと思います。

次に、救急医療情報キットの無料配布についてでございますが、先ほど小沢議員にも答弁いたしましたが、救急医療情報カードと救急医療情報キットは同じ内容のものでありますので、救急医療情報の整備

に際しては、毎年、民生委員の協力により、秋に実施している「避難行動要支援者名簿」の整備更新と合わせて実施していくことが有効であると考えられます。

このため、整備に当たり、民生委員の方々のご協力が必要不可欠であり、また、ご負担を掛けることになることから、キット方式がいいのか、カード方式がいいのか、それぞれ長短がございますので、ご意見を伺い、民生委員の同意を得られれば、救急医療情報の提供手段や対象者の選定等協議をしながら、導入して参りたいと考えております。

次に、「空き家対策について」お答えいたします。

本年5月26日、空き家対策特別措置法が全面施行され、自治体の権限が法的に整備され、空き家対策が本格的にスタートしました。今回の法整備は、適切な管理が行われていない空き家等が防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のため対策が必要であることから制定されました。

ここでいう「空き家」とは、「建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地」とされています。

その中で特に、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある家を「特定空家」と規定しています。

これにより、倒壊の恐れや衛生上問題のある「特定空家」の所有者に対して、市町村が除去や修繕を勧告・命令できることになり、勧告を受けると固定資産税の優遇を受けられなくなります。また、命令に違反した場合は、500千円以下の過料に処せられ、行政代執行も可能とされています。

この「空き家対策特別措置法」の全面施行に伴い、国土交通省よ

り、「特定空家」の判断基準や、市町村が特定空家と判断し是正措置を講じる際の「一般的な考え方を示すもの」として、市町村向け指針（ガイドライン）が示されたところでございます。その中で、特定空家の実際の指定や是正措置に当たっては、地域の実情に応じて、判断基準や手続を定める必要があるとされています。この法律の施行を受けて、6月8日に関係部署による連絡会議を開催し、庁内全体の対応について検討したところでございます。

昨年12月の一般質問でもお答えしましたとおり、「空き家」や「空き地」の管理に関する相談があった場合には、まずは、所有者等に連絡をとり、当該空き家等の現状を伝えるとともに、今後の改善方策に対する考えのほか、処分や活用等についての意向など、所有者の考えを含めた事情の把握に努め、状況に応じて空き家等の除去、改修、管理等に関する相談窓口等を紹介して解決を図ることも検討して参りたいと考えております。

特別措置法ができて、市町村の対応でございますけれども、特別措置法の4条に、市町村の責務として「市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする」と、このように市町村の責務も規定をされておりますので、まずは空き家等対策計画を定めておくことが、空き家対策を進める上では必要なことかと、このように思っておりますので、この計画策定に向けて取り組んで参りたいと、このように考えております。

また、今後の対策の中で問題となるものの一つとして、空き家の解体費用の問題がございます。仮に「特定空家」等の指定がなされ、様々な手順を踏まえたのち、法の規定に基づく行政代執行の判断が必要になった場合には、その執行について、庁内で構成する協議会等で判断していく体制を検討して参りたいと考えております。一方、県内には、解体費用の一部を補助金として交付し、解体を促進する制度を有している自治体もわずかにございますので、併せて補助に

についても検討して参りたいと思います。

次に、移住・定住を推進する観点からの有効活用についてでございますが、現状につきましては、昨年12月の答弁の中でもお答えしましたが、昨年、袋井消防署森分署が主体となり、消防団等の協力を得て実施してきた空き家調査のデータをもとに、空き家の所有者に対しアンケート調査を実施しております。その結果、現状のままでも有効利用できる物件は数少ないという結果を得ており、何らかの改修が必要であったり、売買や賃貸の意志を持っている、又は検討している人も少ないという結果でした。

このような中、「まち・ひと・しごと創生法」での地方創生という視点に立って考えると、移住・定住を推進し、人口流出の抑制と流入・交流人口の増加を図り、地域活性化を図るための空き家の利活用はその方策の一つではありますが、今後、利用可能な空き家の状況に変化が見られた際には検討していくことも一つの視点であると考えております。また、現在実施しております町民からの提言や住民へのアンケート調査、また、各種団体からの意見聴取等も参考にしていきたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。

議長
1 番議員

(榊原 淑 友 君) 1 番、伊藤和子君。

(伊藤 和 子 君) 救急医療情報キットに関しましては、前向きなご答弁を頂きましてありがとうございます。先ほどの小沢議員がおっしゃる通り、一人暮らし、また、高齢者世帯の方々にとりましては、災害時、救急時、緊急時において、どのような対応をしたらよいのか不安に思っている方が多いのではないかと思います。

かかりつけ医や、服薬内容、持病・病歴などの医療情報や、緊急連絡先等の早急な確認ができることは、救急隊の迅速な救命活動につながります。このような高齢者世帯の不安の軽減は、高齢化が急速に進む森町にとって重要課題である高齢化対策の解決策の一つになるのではないのでしょうか。

小沢議員提案の救急情報シート同様、医療情報・緊急連絡先等がわかる情報は、地域の方々、そして民生委員さんの方々にとりましても、有効的・効率的に活用できるのではないかと思いますので、実施して下さることを願っております。

しかし、最近ご年配の方々を狙った悪質な業者が増加しております。家の中にまで入ってくる強引な悪徳業者もいらっしゃいます。認知症を患っていらっしゃる方々も増えて参りました。大事な個人情報、家族の緊急連絡先等が記載してありますので、安易に玄関・居間・台所等、常に見える場所に貼っておくのは危険ではないかと考えます。

救急隊の方々も、玄関のドアと冷蔵庫のドアのシールを見れば、冷蔵庫の中に情報キットが入っていることが確認できますので、高齢者の命・財産を守るため、防犯上の観点から、私はキットをお勧めいたします。いずれにしましても、どちらでも構いませんので、高齢者の安心・安全を守るため、早急な対応に期待しております。

2問目の空き家対策についてですけれども、老朽化が著しく危険な家屋に対しては、地域の方々のご意見等を伺いながら、対応していくということでございますが、是非、住民の方々が安心して住んでいただけるよう、地域の方々の声を最優先していただき、良い方向性につなげていって下さることを願っております。

それでは、再質問に移らせていただきます。移住・定住を推進する観点から、有効活用できる空き家に対しての対策について、1点町長にお伺いさせていただきます。

有効活用できる空き家を活用して、新しい発想をお持ちの方々に有効的に空き家を活用していただく支援、新たな起業を促すなど、地域活性化と同時に進めていくことが効果的であると考えます。

また、空き家を公営住宅の代わりとして活用し、家賃の補助を講じることも有効ではないかと考えますが、このような考えに対して、どのようなお考えをお持ちなのかお伺いいたします。

議 長 (榊原淑友君) 町長、村松藤雄君。

町 長

(村松藤雄 君) 空き家の有効活用のことについての、再度の質問でございます。森町の空き家の実態を見ますと、有効活用できるような空き家が少ないということが現状でございますので、以前の質問でも、空き家バンク等々の制度を設けて、ある程度必要な方に情報提供できるシステムを講じたらどうだという意見もございました。

しかし、肝心の有効活用できる空き家が少ない現状においてですね、なかなか意味があるのかなという部分もございますので、今後その空き家の発生状況を勘案しながら、空き家バンク、あるいは有効活用できるシステムを検討していくということが必要なのかなと、このように思っております。

それからもう1点、空き家を公営住宅にという質問でございますけども、正直、公営住宅の計画を作った折にもですね、公営住宅の方に適当な空き室がございまして、なかなか満室になっていないという状況でございます。ですから、その上に空き家を公営住宅代わりというのは、まさに公営住宅に皆さんが入れなくて困っているという事態になったときに、初めてその空き家を行政が借り上げて、どう使いましょうかということになってくるのかなと。これも将来の一つの視点ぐらいにとらえていただければいいのではないのかなと、このように思っています。以上でございます。

議 長

(榑原淑友 君) 9番、山本俊康君。

9番議員

(山本俊康 君) 9番、山本でございます。私は、先に通告いたしましたように、「学校図書館の充実と読書環境整備について」を教育委員長に質問いたします。

読書活動の推進が以前から行われており、学力向上を目指し国においても取組がなされています。「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、読書活動の推進が計画的に進められていますが、この内容と現状についてお伺いいたします。

最初に、1番目として、学校図書館の充実を含む図書環境整備を、国や地方の責務が明記され、これを進めるために交付税措置もされ

ていると聞いておりますが、国の進める読書活動の推進について、経緯と現状についてを伺います。

また、2番目として、町の対応についてもお伺いをさせていただきます。

3番目として、標準図書数の達成率について。国もある程度の図書の基準というのを決められているようですが、その内容について。また、達成率についてお伺いをさせていただきます。

次に、学校図書館蔵書冊数であります。この件については毎年調査され、希望購入図書や廃棄も計画的に行われているわけですが、読書活動の推進をする中で、朝読書やボランティアの方々による読み聞かせ、総合的学習の時間における調べ学習など、積極的に行われているが、その図書環境について伺います。

最初に、図書環境であります。朝読書の本は現状図書館のものではなく、生徒が持参している学校もあるようですが、図書整備としていかがでしょうか。

次に、移動図書館と町の図書館との協力についてであります。町の図書館としての協力事業で移動図書館は行われているのでしょうか。また、町の図書館の蔵書しているものを学校図書館と交流し、有効利用したらと考えるがいかがでしょうか。

最後に、国の進める読書活動に、町も積極的に取り組む必要があると考えますが、計画的な図書の更新や年次購入について伺います。

一つ目に、その時代に合う図書の整備も必要だと考えます、5～10年程度を目処に一括更新の取組について提案をさせていただきます。

二つ目として、年次購入の増加計画についても考えを伺います。町では、幼・小・中一貫教育の推進に取り組んでおり、その中のテーマとして「自ら学ぶ子の育成」が上げられています。図書の整備は重要であると考え、質問させていただきます。以上です。

議長 (榊原淑友 君) 教育長。

教育長 (比奈地敏彦 君) 山本議員の「学校図書館の充実と読書環境

整備について」、教育委員長へのご質問であります。私、教育長からお答えします。

1 問目の「子どもの読書活動の推進に関する法律」の内容と現状についてですが、最初に1点目の「読書活動の推進」の経緯と現状について申し上げます。

読書活動は、議員ご指摘のとおり、子どもが言葉を学び、感性を磨き、想像力、表現力、読解力を高め、人生をよりよくするための力を身に付けていく上で欠くことのできない、重要なものであります。しかし、近年、テレビ、インターネット等、様々な情報メディアが発達・普及し、私たちを取り巻く生活環境はめまぐるしく変化して参りました。このことは、子どもの心身の発達にも影響を与え、「読書離れ」「活字離れ」を引き起こす原因にもなっています。

国では、社会全体で積極的に子どもの読書環境の整備を推進していくことが極めて重要であると考え、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定・公布し、同日施行されました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、子どもの読書活動の推進に関する施策や計画の策定について規定しています。

国における読書活動を推進するための施策としましては、司書教諭養成講座の開設や、学校図書館の蔵書を充実させるための、図書整備費の地方交付税措置等があげられます。

2点目の「森町の対応について」ですが、当町におきましても、法に基づき県が策定した推進計画を踏まえ、平成18年12月に「森町子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

また、平成24年2月には、計画の取組や成果を検証し、更に推進するための指針として新たな施策を加え、平成29年3月までの5年間を見据えた「第2次推進計画」を策定しています。現在、この計画に基づき、家庭、地域、幼稚園、学校、図書館等が、相互に連携・協力して、更なる読書活動の推進に取り組んでおります。

学校図書館の整備を図るため、図書購入費の増額を図るとともに、

平成25年度から2年にわたり、森町出身の方から学校図書に充ててほしいと多大なるご寄附を頂きましたので、これを活用させていただき、図書のさらなる充実に向けて取り組んでいるところでございます。

また、本年度は、学校図書館アドバイザーを町単独で予算付けしていただきました。経験豊富で、図書館司書補の免許状を所持している方に、学校図書館の活用に係る支援活動をお願いしております。図書の配架や整理、掲示物や広報誌の作成等を丁寧に行うことにより、館内環境が整備され、図書館の活用が促進されるものと期待しております。

3点目の「標準図書数の達成率」についてであります。公立義務教育諸学校につきましては、学校図書館の図書整備を図る際の目標として、「学校図書館図書標準」というものが設定されております。これは、学級数に応じて目標とする蔵書冊数を設定するもので、平成27年度末の当町における見込みの達成率は、小学校では5校中4校が、中学校では3校中2校が100パーセントを超える達成率になると見込まれます。

続いて、2点目の、朝読書やボランティアの方々による読み聞かせ、総合的な学習の時間における調べ学習についての1点目、図書環境についてであります。各学校においては、読書時間を確保するため「朝読書」に取り組んだり、給食の前後の時間、10～15分の間に、毎日読書を行ったり、中には教育課程に取り組み、月に一度一時間の授業時間を読書の時間としている学校もございます。各自、読みたい本を家から持参して読んだり、図書委員が図書館で選び、学級に用意した図書館の本を読んだりして、本に親しむ時間を設定しています。

また、ボランティアの方には、各学校において読み聞かせや掲示物の展示等、ご支援を頂き、学校の読書活動や図書館整備の大きな力となり、大変感謝をしているところです。

調べ学習につきましては、学校図書館の蔵書の中に必要とする本

がないということも正直あるようです。そのような場合には、事前に確認ができれば、担任が町の図書館で借りるようにしています。

図書館における1回の貸出しですが、学校の場合は、貸出期間が3箇月で、貸出冊数が300冊までとなっていますので、今後もこの制度を活用しながら、不足している部分を補って参りたいと思っております。

2点目の「移動図書館」についてですが、移動図書館というのは、町立図書館の職員が、学校に数十冊の本を持っていき、昼休みに児童が自分で借りたい本を選び、2週間後に再び学校で図書館職員に返却するというものです。

町の図書館から離れている三倉小学校と天方小学校で実施をして参りましたが、今は行っておりません。これに代わり、現在この2校には70冊程度の本を貸し出し、毎月入れ替えるという「団体貸出」という形で実施をしております。他の小学校でも、放課後児童クラブに対しこの団体貸出を行っていますが、どの学校からも大変好評であると聞いております。

3点目の「町の図書館との協力について」ですが、現在行っている団体貸出を放課後児童クラブのみならず、小中学校すべての学校図書館に拡大し、蔵書で対応できない部分を補い、ひいては町立図書館の利用率の向上にもつなげて参りたいと思っております。

最後の質問でございますが、「計画的な図書の更新や年次購入について」ですが、1点目の一括更新につきましては、すべての小中学校において一括購入するためには、順番に購入するとしても、やはり多額な予算を要しますので、難しいのではないかと考えております。時宜にあった本を毎年更新することも必要であると思っておりますので、予算を確保する中で、定期的に購入して参りたいと思っております。

また、2点目の「年次購入の増加計画について」ですが、学校図書館図書標準を達成できなかった学校については、児童生徒数を考慮した優先配備を進めるとともに、古くなった図書を利用価値の高

い図書へ更新することも必要となりますので、図書充実のための予算増額についても財政当局へ働きかけ、学校においても、蔵書の内容を把握し、時代をとらえた児童・生徒にとって魅力ある書籍の配備や、授業内容に沿った学習教材が備わった学校図書館にすべく、計画的に整備して参りたいと思っております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長
9番議員

(榊原淑友君) 9番、山本俊康君。

(山本俊康君) 今のそれぞれ、答弁も頂きましたが、まず国で行われている子どもの読書活動の推進に関する法律が施行されて、これは聞くところによると平成13年に施行され、それ以降ずっと推進されてきていると。で、今平成29年3月までのことについて町でも今計画を立てているというふうなことでお聞きをしたわけですが、私も時折小学校・中学校等々行く機会がありましたので、また、学校の方からもいろいろな話も聞かさせていただきました。

やっぱり子どもたちが朝読書等々も積極的にしているし、ボランティアの方々にお手伝いを頂いていると。本当に有り難いことなのですが、その朝読書等々の様子を見るとですね、学校の図書館に行って選んできて本を読むではなくて、自宅から自分の好むような本を持ってきて朝読書をしているというところもあると聞いております。また、学校も購入した本については、新しいものは生徒の皆さん方に目が届くように、廊下に置いてですね、見ていただく、こういう新しい本が入りましたよと、見ていただくことも今されているということも聞いております。

新しい本が入ると生徒も興味があればですね、その本を手にとって廊下で見てはですね、またあるときはそれを教室に持って行って読書をしているという生徒もあるようですが、いずれにしても、新しい本は興味があるということは、学校の方も言われておりました。

ただ、図書館の方も見させていただきましたけども、大分古くなった本が多く、背表紙も取れたような本がですね、かなり多く見られたわけで、時代に合った本が必要なのかなというふうにも思った

次第です。

そんな中で、やはり子どもたちがしっかり学力の向上を目指していくというふうな中では、こういう本ですね、購入更新というのは、やはり必要なのかなという思いでですね、今回質問をさせていただいたわけですが、そこで、国の今進めているこの読書の推進に当たる、交付税措置もされているというふうに聞いているわけですが、今国の方ではどれぐらいの予算措置をされているのか。また、町を見た場合に、年間どれぐらい本を購入するための税金として交付税が措置されているというふうなことも聞いているわけですが、年間どれぐらいこの森町にも来ているのか。また、それを使ってですね、各学校へどれぐらいの、毎年ですね、金額の、また冊数の、新たに購入をさせるというふうなことをされているのか、そこら辺も今一度お聞きをしておきたいなというふうに思います。

標準図書数の達成率については、まだ達成をされていない学校もあるようですが、これもやはり早く達成するようにしていただきたいなというふうに思うわけですが、小学校では5校中4校ということで、この1校はどこなのかちょっとお聞きをさせていただきたいし、中学校も3校中2校というふうなことで、これも1校まだ達成されていないというふうなことです。そのことについて再度お伺いをさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、移動図書館と町の図書館との協力ですが、私も以前からこのことについて調べさせてもらったのですが、天方小なんかは実際にね、移動図書館として本を持って行ってというふうなことをやられていたようですが、やはりすぐ返さにかいかんというふうなことがあって、今は団体貸出っていうですか、そんな貸出方法をしていただいて、町の図書館との協力体制をとっていただいているというふうなことで、これはいいことだなというふうに思っている訳ですが、幼稚園のお子さんですね、天方幼稚園の子どもたちも、バスに乗って図書館の方へね、行く姿を見ることがあります。ほかの幼稚園の方々も町の図書館へ行って、そうした本を見る機会を持って

いるということも聞いているわけですが、そうしたことで、これからもですね、町の図書館にある本を、小学校中学校なりへですね、ある程度古くなったものと交換できるような体制とか協力体制、これをしていけばですね、ある程度の達成率の方につながるかどうかは分かりませんが、そういうことへも一つの協力体制が非常に、学校の方では有り難いのではないかなというふうに思いますので、そんな点について今一度お伺いをしておきたいなと思っております。

それから、最後の方に、5～10年で一括購入と言われましたが、これ一括更新をしたらどうかと。もう購入は漸次やっているわけで、古くなったものはすべてやめてですね、新しいものに、またその時代に合うような本にするように、一括更新をするような機会を、ある程度スパンで設けていったらどうかというふうに思うわけで、古くなった本は刷新するというふうな意味でも、一括更新ってというのはどうなのかなというふうに思ったわけですが、そういうことをどうお考えになっているか、今一度お聞きをしておきたいというふうに思います。

議長 (榎原淑友 君) 教育長。

教育長 (比奈地敏彦 君) 1点目の、地方交付税との関係等についてのお話をさせていただきたいと思っております。

27年度の地方交付税につきましては、まだ単位費用の内訳が示されておきませんので、平成26年度分の学校図書館図書購入費の交付税措置の額について申し上げますと、小学校分としては1,333千円、中学校分としては1,136千円、合計で2,469千円の措置となっております。

それに対して、幾ら図書費に上げているかということですが、26年度の決算では、寄附により一般財源化したものも含めると、小学校では1,790千円、中学校では1,461千円、合計3,251千円となっております。

いろんな見方がございますが、当町におきましては一人あたりに換算しますと、小学校では児童一人あたり1,184円、中学校では生

徒一人あたり1,314円を予算化し、学校図書館の整備充実に努めているところでございます。

今話しました小学校・中学校等の一人あたりの金額等につきましては、近隣の市町と比較しても同額、又はそれを上回っている金額であるということも、ご理解を是非お願いしたいなど、そのように思っているところです。

達成していない学校等についてということですが、小学校については宮園小学校、中学校については泉陽中学校等でございます。それぞれの小学校への回答についての情報は、担当課長の方から話をさせていただきます。

古くなったもの等についての考え方でございますが、先ほど議員ご指摘のとおり、内容が古くなって利用価値が乏しくなった図書等については、やはり利用価値の高い図書に更新していくというのは当たり前かなと思っております。限られた予算の中で、それに対応できるようにしていきたいと思っておりますが、また、古い本という意味合いの中では、黄色くなったり、古くなったり、破れたり、というような機能的な問題は別としまして、やはり文学的な作品とかですね、小説等については、古くても読む分には支障がないと、そういうようなものもございますので、そこら等については資料を選択、整理をする中で計画的に進めていきたいと、そのように思っているところでございます。

町と図書館との交流については、先ほど答弁させていただいたように、団体貸出等を踏まえ、積極的に町図書館との連携を深めていけたらと、このように思っているところでございます。

議 長
学校教育
課 長

（ 榊原淑友 君 ） 学校教育課長。

（ 西谷ひろみ 君 ） 学校教育課長です。ただいま達成をされていない学校名につきましては、教育長の方から申しましたとおり、小学校は宮園小学校で、達成率は82.65パーセントとなります。中学校につきましては泉陽中学校ということで、こちらは66.55パーセントとなっております。ただ、泉陽中学校におきましては、1ク

ラスのクラス数が少ないものですから、いわゆる国で言っているところの標準図書数というのは、クラスで判断しておりますので、そのクラスの中の人数をかけ算していきますと、生徒の人数に対しては達成されているのではないかなというふうに感じております。

宮園小学校につきましては、クラスの人数も多い中でありますので、ここについては先ほど申しましたように、今後優先的に図書の購入をして参りたいというふうに考えております。以上です。

議長
9番議員

(榊原淑友君) 9番、山本俊康君。

(山本俊康君) 今お話を聞かせていただいて、国の進めるこの読書活動の推進、やっぱり国の方もこうした交付金をそれぞれの自治体に配布をして、その読書の振興を図るというふうなことで、町の方も聞いてみると年間では3,000千円前後のお金も今頂いている。それを、それぞれ学校の方へですね、購入図書費として、それぞれご購入を頂いているというふうなことでお聞きをしたわけですが、実際学校の方からの声を聞くとですね、生徒もそうですが、大分図書の中の本がですね、少ないというふうに感じている教師の方、また生徒の方も多くいるように伺っております。

そういう意味で、今町の方もですね、27年度の主要授業の中の学校教育課の方の中を見ると、教育振興事業の中に、学校図書館の整備というのも今回上げられていて、先ほど教育長から話があったように、学校図書館のアドバイザーも配備をしてというふうなことで、力を入れられているというのは実質分かるわけですが、実際その本の内容、また冊数がどうも不足しているのではないかなというふうなお声も時折お聞きをします。

また、先だってうちの方の旭が丘中学校、6月12日ですが、教育講演会の会合がございまして、その折にもですね、学校の方からですね、できればこの学校で、地域の皆さん方から浄財を預からせていただいた学校教育振興会ですね、お金がありますので、そうした子どもたちのための本の購入に充てさせていただけたらというふうなお話も頂きました。

計画では、1年300千円、そして10年間を計画しているというふうなことをお聞きをしたわけですが、その折にも質問がされたし、私もさせていただきましたが、今回こういうふうなことで私も町の方に一般質問もさせていただき、学校の方もそういうふうな生徒の方の読書の推進を一生懸命されているというふうな中で、教育後援会のお金を使ってというふうなことは分かるが、これはやはり教育の問題でもあるし、町もしっかりとした対応策を立てているという意味でも、町の方の整備というのがやはり主であろうというふうなことで、今年は30万円というふうなことを出されておりましたが、整備をした中でですね、対応していくように私も町の方へお願いをさせていただきというふうなことも話もさせていただきましたが、この振興会のお金を使うというふうなことはまた別としてですね、しっかりとしたこの図書整備っていうのは、やはり必要なのかなというふうに思っておりますので、そういう意味でもですね、交付税も頂いている、また、交付税を頂いた中でも、今までもですね、学校施設の耐震であったり、グラウンド整備であったり、また給食棟の整備もある程度終了してきたと、また、子育て支援の中でも、保健センターで保育所の開設をしたり、幼稚園の預かり保育の充実し、放課後児童クラブ、放課後子ども教室もですね、充実をしていくというふうなことで、ある程度の体制は整ってきているというふうなことを考えますとですね、こうした図書館整備、教育振興事業の中でも、学校図書館の整備っていうのはうたわれておりますので、これにやはり充実をしていただくように、今一度その考えについてお聞かせをいただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

議長
教育長

(榊原淑友 君) 教育長。

(比奈地敏彦 君) 議員ご指摘いただいたこと、教育委員会の重要な施策としてうたっております。

先ほど言いましたように、世の中が非常に進んでおりますけど、やはり本の持つ役割ですかね、人を育てるという意味では非常に大切なものということは、教育委員会としても十分自覚しております。

そういう中でございますので、先ほど答弁させていただきましたように、それぞれの施策を検証しながら、読書活動については、今後町との協力ですね、図書館との協力を更に進めながら、計画的な増書等についても進めていきたいし、先ほどご指摘にありましたように、達成率が落ちているような学校等についても、優先順位をつけながらですね、どの学校にも平等に本の環境がそろおうと、そういうような中で、子どもたちが教育に臨めるように体制作りをしていきたいと思っておりますのでございます。

議長
6番議員

(榊原 淑 友 君) 6番、西田彰君。

(西田 彰 君) 6番、西田です。私は議会ごとに一般質問をさせていただき、今回で33回目となります。横断歩道の設置要求をはじめとして、農業問題、原発、住宅リフォーム、国保問題等々様々です。今回は、人口減少問題が全国的に取り上げられる中で、我が森町も自然減少、社会減少で減少が続き、今月の広報では19,200人を割り込んでしまいました。

住みたいところというのは人それぞれだと思います。立地条件、住環境、子育て・教育環境等々思いは違うでしょう。子育て・教育環境においては、少し子ども目線があってもよいのではないかと思います。2問質問させていただきます。

アクティ森が、もう長く営業しております。ここに遊具を設置するという考えはないか。森町には名所、旧跡が数あるが、子どもたちの目線で見てみると、遊び心のある場所がないと思う。「体験の里」アクティ森も例外ではない。また、そのように作られていない。しかし、今後もアクティ森を存続させていくのであれば、幅広く楽しんでもらえるものが必要であると考えます。

その一つに、大型を含めて子どもたちが楽しめる遊具が欲しいと思います。また、空き施設を利用して、体験できるものとして、地域のシニアの皆さんにご協力を頂いて、竹馬づくりとか竹とんぼづくりなど、遊びながら一日を楽しんでもらうというような方向を提案いたしますが、考えをお伺いします。

2問目は、最終処分場に併設されたテニスコートについて。

一宮最終処分場に併設されたテニスコートが、今町内外の中学生に人気であります。噂を聞いて森中・袋井周南中の生徒が来たりしています。そこで困るのが、トイレがないことでもあります。特に女子にとっては致命的です。

トイレについては、地元や対策協議会において賛否が分かれており、結論が出ていないところです。維持管理の問題があるからであります。

そこで、小國神社の道筋で利用者も多いと考えられますことから、企業・民間団体に命名権（ネーミングライツ）を付与し、代わりにトイレの管理をしてもらう、というようなことはいかがか。このような考えをお伺いいたします。

議 長
町 長

（ 榑原淑友 君 ）町長、村松藤雄君。

（ 村松藤雄 君 ）西田議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、「体験の里アクティ森に子供向けの遊具設置の考えは」のご質問にお答えいたします。

体験の里アクティ森は、平成3年5月のオープン以来、お陰様で本年24周年を迎えることができました。当施設は、体験・参加型施設の先駆けとして、オープン以来、県内外から高い評価を受け、森町にとって町をアピールする大切な観光シンボルとなりました。

設立当初は、森町の伝統工芸を気軽に体験できる観光施設として、5年間で100万人が入場するほどにぎわいました。しかし、バブル崩壊等社会情勢も変化し、お客様の価値観も多様化する中で、苦戦を強いられているのが現状であります。その厳しい状況の中、観光シンボルアクティ森の振興のために努力を積み重ねているところでございます。

アクティ森の魅力の増大は関係者共通の願いであり、誘客に有効なアイデアには積極的に耳を傾け、検討をして取り入れて参りたいと思います。今回の提案も有り難く受け止めております。今後も広く多く町内外の皆さんのご意見をお伺いをして参りたいと考えてお

ります。

ちなみに、現在アクティ森には子供向けの遊具等として、鉄棒・すべり台・砂場・竹ぽっくり・輪投げ・お絵かき黒板・竹馬・うさぎ広場などがあり、また、毎月誘客に向けた各種イベントを子育て世代ファミリー層を中心に展開しております。例えば、9月には栗をテーマに、栗拾いや栗を使った各種デザート販売の企画、11月には全国のクラフト作家が集うクラフトフェアなどを開催しました。

県西部地区の全ての幼稚園などへの営業活動の成果か、毎年盛況の夏季限定の鮎のつかみ取りでは、昨年約4,100人を超える子供たちが体験をしております。

その他、創作体験工房の陶芸教室では、5月に急須や湯飲みの茶器づくり、草木染めによるTシャツやバンダナづくり、その他創作体験として地域伝統工芸であるろくろを回しての陶器づくり、手すきの和紙づくり、遠州鬼瓦づくり等アクティ森でしか体験できないメニューを揃えております。

また、緑の山々と清流の大自然の中で家族と一緒に遊ぶことができるアウトドア体験として、水辺のパターゴルフ、グランドゴルフやカヌー体験、手ぶらでバーベキューなど各種メニューを取りそろえており、アクティ森が得意とする自然環境や景観を活かした体験など、他の施設にはない特徴を大切にして経営努力をしているところでございます。

また、「空施設を利用してシニアの皆さんに協力してもらい、竹馬や竹とんぼ作りなどしたらどうか」についてお答えします。

現在アクティ森では、地域シニアの皆様やボランティアの方々にご協力いただき、紙芝居や折り紙作り、空き缶風車作り、竹かざぐるま作り体験を行っております。

その他、5月にあじさいグループの指導による親子かしわもち作り体験を行ったり、葛布の竹林で、所有者の指導によるたけのこ堀体験、正月には、(株)アマガタの人たちが来場した子供たちと恒例の餅つき大会を行ったりしているところでございます。

アクティ森では、季節ごと年間数多くのイベントを企画して、地元の人たちとの交流も行っておりますが、今後も竹馬や竹とんぼ作りなども含めて、引き続き体験者の要望などを参考に、楽しんでいただけるメニューを増やして参りたいと思いますし、また、子ども向けの設備についても検討をして参りたいと思っております。

お陰様で、平成26年度入場者数は、89,407人と前年度比で約10パーセント増加しており嬉しく思っております。今後も、関係各位の皆さんのご意見をお伺いしながら、経営改善に努め、幅広い年齢層の人たちに楽しんでもらえるよう、遊具の設置を含めて検討して参りたいと考えております。

次に、「最終処分場に併設されたテニスコートのトイレについて」のご質問にお答えいたします。

一宮廃棄物最終処分場建設については、一宮地区の住環境を整備するため、地域の要望事項をとりまとめ、協定を締結しております。毎年2回、最終処分場対策委員会を開催し、要望箇所の進捗状況を報告するとともに、当該年度並びに翌年度の事業計画を協議してきているところでございます。

議員ご指摘の公衆用トイレについては、用地の確保ができましたら、補助金等を活用しながら対応していきたい旨をお伝えしているところでございまして、併せて建設後の管理につきまして、地元の皆様をお願いをしているところでございます。

地元町内会や対策委員会では、これまで繰り返し検討をしてきたところでございますが、不特定多数の人が使用するため、トイレを清潔に維持管理することはなかなか難しいということで、地元町内会においても結論はまだ出ていない状況かと思っております。

議員ご提案の、企業や民間団体に命名権（ネーミングライツ）を付与してはどうかというご提案でございしますが、地元で話がまとまりました折には、維持管理の一つの方法として参考にさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、トイレの設置及び管理については、小

議 長
6 番議員

國神社への観光客への対応としても必要性は認識しておりますので、地元の意向も踏まえて、一宮最終処分場対策委員会において今後検討して参りたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。

(榊原淑友君) 6番、西田彰君。

(西田彰君) アクティ森でございませうけども、小さいですね、幼児が遊ぶようなものは、一応あるという感じで、小学生の低学年とか、そういった人たちがですね、来ても、少し遊ぶところはないというのが現実です。最近では、お孫さんを連れてですね、お年寄りの方が訪れる方も多と思うんですが、やはりそういった施設がないということで、短時間で帰ってしまうというのが見受けられます。

また、今町長が話されました、季節的にいろいろな事業を行っているということですが、そのときには集まります。しかし、年間を通してですね、訪れてもらって、また、1日を楽しんでもらうということになると、やはりお子さん連れですと、とても時間が持たないというのが現実ではないかと思っております。

また、最近のシニアの皆さん、高齢化で多くの皆さんが時間をもてあましていられる中で、もっともっと地域の力を活用するということですが、なおさらこのアクティ森の運営には必要ではないかと思っておりますので、その辺是非ですね、経営委員会の中でもしっかり話をさせていただいてですね、実現ができればと思っております。

また、大型遊具に関してはですね、この近辺においては掛川市の22世紀の森がですね、これは焼却施設に併設された場所に作られているわけですが、聞いてみますと、100,000千円くらいをかけて設置したということで、非常に大型も含め、小型も入っております。面白い遊具も入っておりますし、非常に参考になるのではないかと思います。

また、先日の議会報告会の中で、磐田の方には2～3歳、幼児の方が楽しんでいる遊具があるということで、私まだ確認はしてない

ですけども、こういったものもですね、子どもたちに夢を与えるような遊具というものが需要ではないかなと思います。80度の中を滑り落ちるといふようなことで、大丈夫かなと思うんですが、そういった面白い遊具もあるということですので、是非ですね、今後のアクティ森というものを考えるときには、そういった方向性っていうのは、そろそろ考えていかなければならないと思います。是非考えてもらいたいと思います。

それから、最終処分場でございますが、現在旧体育館の敷地にありましたテニスコートがですね、もうできないということで、森の中学の生徒は噂を聞いてきたという話を聞きました。森町において、そのようなテニスができる、簡単にただでできるということとあれですけど、アクティ森もお金を取られる。それで距離も遠いということもありますし、子どもたちですね、放課後楽しめるようなものとしては、このテニスコート、これは非常に有効だなというふうにお話を聞いて、子どもたちの話を聞いて感じました。最初の頃は女子も来ていたようですけども、やはりトイレがないということで、男子が占めているというような状況になっています。

学校もですね、放課後はなかなか施設を簡単には使えないということもあるし、クラブへ入っている子どもたちばかりではなくね、そういったテニスを楽しめるっていう場所というのは必要だと思いますので、その辺のことも考えると、是非一宮対策委員会の皆さんにもですね、ご理解いただくような行政側の投げかけというものが需要ではないかと考えますので、その辺今後どのようにしていくか、もう一度ご答弁を。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) アクティ森の施設増強について提言をしていただくというのは嬉しく思っておりますし、当然そうすると予算措置も必要でございますので、その折には是非ご支援をよろしくお願い申し上げたいと、このように思います。

正直、アクティ森も幼児までの対応については大分設備が整って

きたのかなど。大人主体の体験から、幼児あるいは子ども、すべての層に親しまれる施設を作るというのは、なかなか大変なものでございます。

そういう中で一番施設が少ないのが小学生低学年向きの施設が少ないという視点は当たっているのではないのかなと思っております。

ただ、あれだけの施設の中で、すべての層が満足できるものを作るというのは、なかなか難しいのではないかと。一宮の例を挙げたようでございますけども、まさに一宮はごみ焼却場の地元対策事業であるが故に、130,000千円ものお金をかけて遊具を作ることができたということで、これは特異な事例ではないかと。

森町がアクティ森に、そこに100,000千円もの遊具を作りますよと言ったら、皆さん方喧々囂々の非難が上がってくるのではないのかなと、このように思いますから、やはり余りお金もかからずに、かつ有効な遊具等々を検討していかなくてはいけないのかなと、このように思っておりますので、是非ご理解をよろしくお願い申し上げます。

それから、最終処分場のテニスコートについてでございます。この最終処分場のテニスコートには、元々はこの一宮の皆さん方の地元対策事業としてテニスコートが欲しいねということで作ったわけでございますが、森町全体の人たちが利用するという想定はしていなかったわけでございます。しかし、現実には聞きつけて、皆さんが利用しているっていうのは、非常に良いことでございますから、それを云々するつもりはございませんけども、トイレについてはですね、やはりこの最終処分場が、埋立て期間が終わったときには、町が管理をしなくてはいけない、あるいは地元が管理しなくてはいけない施設になると。組合の方から経費は頂けないということですので、その最終処分場の埋立てが終わった姿を想定しながら、どういう施設を作るべきかというところを、皆さん方も検討している訳でございます。

ですから、今作ることは簡単でございますけども、そのあとそれをどうするのかという、今後の在り方まで含めて方向性を出していかなくてはならないと。そういう意味ではですね、私は一宮の小國神社の街道は、秋の紅葉、正月の初詣等々には、仮設トイレを設置しながら皆さんに対応しているわけございまして、1箇所くらい観光トイレとしての位置づけを持ったトイレを町が整備してもいいのではないのかなと、このようにも思っているわけございまして。

しかし、その整備に当たっては、当然最終処分場の地元対策事業の中に入れ込んで、組合からの補助を頂いて、そして整備することが望ましいのではないかなと。そうすると、対策委員会の皆さんのご理解を頂かないと、組合からのお金を投入することができませんから、その地元対策委員会の皆さんと、やっぱりどこにトイレを設置することがいいのかというところを話し合いながら、トイレを設置していくということが必要ではないかと、このように思っておりますので、少し時間はかかりますけども、その設置に向けて今後も汗をかいていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 (榊原淑友君) しばらく休憩をします。再開を13時から行います。

(午前12時03分 ~ 午後1時00分 休憩)

議長 (榊原淑友君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

6番、西田彰君。

6番議員 (西田彰君) 最後にですね、ネーミングライツということで、観光トイレに対してそういった企業とか商店とか、そういった人たちに参入していただいて、管理をしていくというところをですね、今後考えていけばどうかなと思います。また、ちょっと処分場から離れますけども、森町が小京都という観光をね、メインに持っていくとなれば、今町の中はトイレが本当に少ない。特にバス停のところのトイレなんかは古い。こういうとこにね、ネーミングライツということで、管理をお願いするような、もちろん施設の開場も必要かもしれませんが、そういった町の中を広げていくという取

組も必要ではないかなと思いますので、最後にこのネーミングライツに対して、町はどういうふうにとらえているかをお伺いします。

議長 (榎原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄 君) 今、ネーミングライツを使っただけの観光トイレの管理を進めたらどうかという提案でございます。

一宮のあの県道については、結構観光客もたくさん通りますので、このネーミングライツを使っただけの効果というのは、名前を提供する側にもある程度インパクトを与える意味はあるのかなと思っております。したがって、地元対策委員会で話がまとまった折には、この命名権も検討しながら、検討に値する提案ではないのかなと、このように思っております。以上です。

議長 (榎原淑友 君) 7番、太田康雄君。

7番議員 (太田康雄 君) 7番、太田康雄でございます。私は、先に通告いたしましたように、「『森町人口ビジョン』と『森町まち・ひと・しごと創生総合戦略』策定について」を、町長に伺います。

「森町人口ビジョン」と「森町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、策定期間が今年度中の早めの時期ということで、非常にタイトなスケジュールとなっています。基礎的な調査分析や各種アンケート調査、町民からの提案募集、外部有識者からの意見聴取、そして議会との意見交換など、策定のスケジュールが6月12日の全員協議会で示されました。

この策定の目標設定に当たって、日本創生会議座長である増田寛也氏は、「期待値を先行させてしまうことは、厳に慎まなければならない」と忠告しています。森町では、人口増加、あるいは維持を目標とするか、ある程度の人口減少は避けられないとして、縮小社会への賢明な対応を目標とするか、現在の町長の考えを伺います。

議長 (榎原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄 君) 太田議員からの「森町人口ビジョン」と「森町まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定についてのご質問にお答えいたします。

現在、少子化、若者・子育て世代の流出などにより、人口減少への対応は待ったなしの課題であると認識しております。議員ご指摘のとおり、今回の地方人口ビジョンと地方版総合戦略は、策定するだけにとどまらず、具体的な数値目標をたて、それが達成されているか検証していくことが求められております。その際の基礎となるのが、人口の現状分析や将来人口推計等の分析に重要となる、目標人口の設定でございます。

現在のところ、森町人口ビジョンの策定を開始したところでありますので、現段階では具体的な数字を出すことはできませんが、町としての基本的な姿勢としましては、楽観的にならず、かつ悲観的にもならずというスタンスを維持していきたいと考えております。

また、人口減少化対策は人口構造を変えていくことが重要であり、効果が出てくるまでには長い時間が必要であり、非常に難しい課題ではありますが、各種の取組を進めていきたいと考えております。

人口減少の流れを止めるには、若者がまちに魅力を感じ、住みたい、住み続けたいと思い、自らの希望に基づき結婚し、子どもを産み、育てることができるような住環境や雇用、教育環境をつくることが重要な視点であると考えております。

したがって、これらのことを念頭に入れ、希望出生率などに基づく出生率等の自然増減と移住希望などに基づく移動率等の社会増減を加味して、人口の将来展望でありますので、前向きな視点で目標人口を設定していきたいと考えております。

今後、総合戦略の策定を通じた施策を実施することにより、例えば、出生率の向上や移住・定住施策、特に若者の転入者を増やすこと等の効果を踏まえ、現時点では、次期総合計画の最終年度となります10年後となる2025年を目安に、現在の人口よりも微減程度となるような人口にできればと考えております。

なお、人口ビジョンを策定する期間については、国において、長期的な観点で捉えることも求められていることから、国の長期ビジョンの対象期間である2060年及び、国立社会保障人口問題研究所の

推計期間である2040年を目安とした期間における人口も、将来展望として示していくことになろうかと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議長
7番議員

(榊原淑友 君) 7番、太田康雄君。

(太田康雄 君) この「森町人口ビジョン」と「森町まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定は、先ほども申し上げましたように、大変タイトなスケジュールの中で担当課を始め、皆さん毎日業務に追われていることと思います。短期間で策定しなければいけないことではありますが、その内容は大変広範囲にわたっておりまして、特に人口減少につきましては、地方においては既に1970年代から減少が始まっていると、過疎化が始まっていると言われておりまして、今までにも、その人口減少に歯止めをかける、あるいは人口増加を促進するような政策がとられてきているわけですが、現状このような実態となっており、また将来にわたっても悲観的な予想が立てられているということで、ここで、今まで何十年もかけてやってきたものを数年間で取り戻すということは、非常に困難ではないかというふうに思われます。

しかし、国を挙げての施策でありますので、森町としても当然そこに対応していかなければいけないということで、非常に難しい問題であろうかと思えます。

町長の答弁の中で、2025年には現在よりも人口が微減、また更に2040年、2060年を目安として計画を立てていくということでもありますので、いずれにしても今策定中のことで、基礎調査、あるいはデータ収集等行われていることと思えますので、それらに基づいて、慎重に計画が立てられますことを期待をしております。

また、この策定に当たっては、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局から通知が出されており、基本的な考え方として「地方版総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、各地方公共団体の議会においても、地方版総合戦略の策定段階や効果検証の段階において、十分な審議が

行われるようにすることが重要である」というように、策定に当たっての議会と当局との関係について、協議について、改めてと申しますか、述べられています。

普段から議会と行政は車の両輪というように言われていますが、この通知の基本的な考えの中では、改めてそのことが述べられています。そのことから考えましても、今回のこの総合戦略策定については、行政にお任せしておけばよいということではなくて、議会も積極的に関与をしなければならないというように、議会側に求められているのではないかと思います。

3月議会で、中根議員から一般質問がされておりますが、その際の町長の答弁で、「ある程度方向が出た折に、全員協議会とは違う形でこれだけを単独の議題として意見交換、議論ができる場を設けたいと思っている」というように答弁がされております。先日の全員協議会で示されました策定業務スケジュールでは、議会との協議・意見交換は6月上旬から10月中旬という長いスパンを取っていただいておりますが、具体的にですね、どういうスケジュールで議会との協議の場を持っていただくように今考えられているのか、そのことをもう一度伺わせていただきます。

また、今回の地方版総合戦略の策定には、議会の能力も試されているというように解説するものもあります。やはり、議員が内容をよく勉強して理解していかなければなりませんし、行政任せではいけない、まさに両輪の片方の輪として、議会また議員の役割を果たしていかなければいけないというふうに、責任を感じておりますが、私自身、申し訳ありませんがまだまだこのことについて勉強不足でありまして、十分な理解をしているとは申し上げられません。そのような状況ですので、是非町当局がお持ちであるこの策定についての情報をですね、議会の方にも提供していただいて、議員もそれぞれの考え方があろうかと思いますので、そのような多種多様な意見も是非お聞きいただけたらと思います。

この国の総合戦略、基本目標に「時代に合った地域をつくり、安

心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」というものも含まれております。また、政策パッケージとして、全体で49の政策パッケージがあるということですが、その中の一つに、「小さな拠点」の形成というものが掲げられております。内容についてはまだ理解をしておりませんので、これらにつきましても議会との協議の場で情報提供をしていただいで、より良い総合戦略が策定できるように、何分先ほどからも申し上げておりますように、早急に計画を策定しなければいけないという中ですので、担当の職員の皆さんには、更に労力をお願いすることになりますけれども、議会としてもこれによって能力が試されると言われておりますので、是非そのような議会との意見交換の場を持っていただきたいと思っておりますので、その策定スケジュールにおける議会との協議の場の時期、持ち方等についてお伺いできればと思います。

議 長
町 長

（ 榊原淑友 君 ）町長、村松藤雄君。

（ 村松藤雄 君 ）地方創生の策定に際して、議会との意見交換の場について、具体的にどのように考えているかということでございます。

まず、時期は7月から10月までの間に数回程度実施できればと思っております。タイミングといたしましては、人口の推計等が出そろった段階、それから、素案がある程度まとまった段階、そして、最終的な報告ができる段階と、3回くらいが必要なことなのかなと思っております。

そして、当然これらのデータを示すときには、具体的な説明をして、そして意見を聞くとなりますと、全協のように他の案件がある中でやると、なかなか十分な説明が難しいと思っておりますので、単独で、できればこの地方創生に関する議会の提供についてはお答えしたいと思っておりますので、今後議長ともご相談を申し上げながら、場を設定していきたいと、このように思っておりますので、是非議員の方もご出席いただいで、活発なご意見を期待したいと思っております。

それから、質問の中で「小さな拠点」の形成ということもございました。これは国土交通省が所管しているところでございまして、エリアとしては、森町で言えば旧村単位くらいで、このようなエリアをですね、元気が出る地域にするために、どういうことをやっていけばいいのかということを取り組んだ項目でございます。

ですから、ある程度町全体というよりも、こういう具体的な取組も、地方創生の戦略の中のひとつになってくるのかなとも思っております。

それから、人口でございすけども、過去3年間の住民基本台帳の人口動態の推移を見てみますと、自然動態、これは出生数と死亡数でございすけども、自然動態は平成24年がマイナス103、25年がマイナス96、26年がマイナス110と、ほぼこの部分は横ばいなのかなと。推移は。

それから、社会動態について見ますと、社会動態っていうのは、転入と転出の差でございす。転出が多ければマイナスになるわけですけども、この社会動態は、24年がマイナス112、25年がマイナス100、そして26年がマイナス75と、年々社会動態の方はマイナスの数が減ってきているということでございまして、今時点での傾向を見てみますとね、自然動態と社会動態を合計した数字としては、24年がマイナス215、25年度がマイナス196、26年度がマイナス185と、少し減少幅が縮まってきたのかなとも思っております。

こういう傾向が、今後5年続くとですね、ある程度微減という数字も、そんなに無理な数字ではないのかなと思っておりますので、これらを元に説明をさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

議長 (榊原淑友君) これで一般質問を終わります。

日程第8、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思っております。

お諮りします。

議員派遣については、これを決定することに、ご異議ありませんか。

議長 (「異議なし」と言う者多数)
(榊原淑友 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり決定しました。

日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

議長 (「異議なし」と言う者多数)
(榊原淑友 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく休憩をします。

議長 (午後1時20分 ～ 午後1時22分 休憩)
(榊原淑友 君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りいたします。

ただいま、町長から、議案第52号及び議案第53号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1・追加日程第2として、議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

議長 (「異議なし」と言う者多数)
(榊原淑友 君) 「異議なし」と認めます。

議案第52号及び議案第53号を日程に追加し、追加日程第1・追加日程第2として、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第52号「建設工事請負契約の締結について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただ今上程されました議案第52号「建設工事請負契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。

本契約の目的につきましては、平成27年度「県緊急地震津波対策交付金事業」として、森町防災行政無線デジタル化設備設置工事を実施するものであります。

6月17日に制限付き一般競争入札を行った結果、名古屋市東区東桜一丁目14番11号を事務所所在地とするパナソニックシステムネットワークス株式会社システムソリューションズジャパンカンパニー中部社と272,160千円で建設工事請負契約を締結いたしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

工事期間といたしましては、平成27年6月24日から平成28年2月29日までを予定しております。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (榊原淑友君) これから、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員 (西田彰君) 1点質問いたします。同報無線のときのデジタル化のときには、同報無線古いのが日立ということで、これを契約するときにはまた日立を随意契約で契約したと思うんですけど、この防災無線の方は、現在のシステムはどのような会社がやってい

て、今度受けたものが今までの受けていた会社とは違うのか、一緒なのか。もし違うとすれば、支障はないのかどうか。その辺をちょっと。

議 長 (榑原淑友 君) 防災監。

防 災 監 (村松利郎 君) 西田議員のご質問にお答えします。

同報無線のデジタル化については、機器のデジタル化でありまして、今まで本体はそのまま日立ですので、随意契約でいかせていただいていたと思います。それで、今回の防災行政無線のデジタル化にしましては、中継局とか機器、それらを一切これからデジタル化するものです。

平成27年度につきましては、中継局などの整備を行っていきます。それで、今回落札しましたパナソニックシステムですが、防災行政無線の現在の機器の整備を委託している会社でございます。ですので、問題がないかどうかと言え、問題は全くありません。以上です。

議 長 (榑原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

7 番、太田康雄君。

7 番議員 (太田康雄 君) 説明資料として、入札結果表を配布いただいておりますが、事業名として森町防災行政無線デジタル化設備設置工事（電気通信）となっておりますが、今回のこのデジタル化設備設置工事は、この電気通信以外にも何か別で契約する工事があるのでしょうか。

議 長 (榑原淑友 君) 防災監。

防 災 監 (村松利郎 君) 今回の入札に際しまして、電気通信ということで入札をさせていただきましたので、電気通信以外の工事というのは特にありません。ですから、中継局とかそういったものも、電気通信施設の一部でありますので、鉄塔とかそういったものも含まれております。以上です。

議 長 (榑原淑友 君) 7 番、太田康雄君。

7 番議員 (太田康雄 君) すいません、質問の仕方が悪かったようで

すけども、予算として378,000千円を工事請負費で計上されてありますが、今回のこの378,000千円で予定している事業は、今回入札されたこの工事だけでよろしいでしょうか。

(榑原淑友 君) 防災監。

防 災 監

(村松利郎 君) 当初予算のときに378,000千円で計上させていただいてあります。これは当初予算のときには概略の設計の金額でございます。その後実施設計を年度内に行いまして、実施設計としましては360,633,600円ということになります。したがって、その中で入札してございます。

それ以外にですね、工事の管理業務を別立てで契約をさせていただいております。以上です。

議 長

(榑原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

9 番、山本俊康君。

9 番議員

(山本俊康 君) 入札結果表を頂いているわけですが、この中で予定価格に対して入札価格等々が載っているわけですが、大分安い金額で実際は契約をされるというふうな内容だと思うのですが、その中に調査基準価格として267,000千円。この基準価格よりも今回の入札価格が下回っているというふうなことで、これから先使っていく中で特別大きな支障がないかどうか、そこをお聞きしておきたいと思います。

議 長

(榑原淑友 君) 副町長。

副 町 長

(鈴木寿一 君) それでは、私の方から答えさせていただきます。

今回ですね、一般競争入札であるということで、調査基準価格というものを設けさせていただきました。この調査基準価格を、今回の入札に関しては下回っているというようなことで、調査をしなければならぬという価格になっております。これはですね、その後調査をした結果ですね、設計についてをみてみますと、自社製品を使うということでありまして、これも低価格で入手ができるということ、また、工事につきましてはですね、労働者、あるいは下請に

負担を強いることなく工事が施工ができるということ、またですね、今回のこのデジタル化、要するに今までのものから、アナログからデジタルにすることによって、この応札した業者のですね、今後の事業展開が非常に広がっていくことが考えられると。町の方にも提案をしていけるというようなことを踏まえて応札をしたということでございまして、調査の結果適切であるというふうに判断したところでございます。以上です。

議長 (榑原淑友 君) 9番、山本俊康君。

9番議員 (山本俊康 君) 業者の方が、これから先のことを考えた、スケールメリットを狙ったというふうな意味合いだとは思いますが、今聞くところによると、内容的にはしっかりとしたものであると、スケールメリットを狙った中での、今後の業者の対応の金額であるということだと思いますが、実際に安心をしていけるというふうなことで、もう一度了解をしたいと思うのですが。

議長 (榑原淑友 君) 副町長。

副町長 (鈴木寿一 君) 今回の一般競争入札につきましては、建設業法による相互評価評定点がですね、評定値が1200点以上ということでありまして、この1200点というのは、日本の有数企業であるということになるかと思しますので、これ以上の企業はないというふうに我々は判断しておりますので、問題はないというふうに思います。

議長 (榑原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榑原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榑原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第52号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

- 議 長 (起 立 全 員)
(榊 原 淑 友 君) 起立全員です。
- したがって、議案第52号「建設工事請負契約の締結について」は、
原案のとおり可決されました。
- 追加日程第2、議案第53号「公の施設の指定管理者の指定について
(森町小規模保育所)」を議題とします。
- 職員に議案を朗読させます。
- 議 長 (職 員 朗 読)
(榊 原 淑 友 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
- 町 長 町長、村松藤雄君。
- 議 長 (村 松 藤 雄 君) ただ今上程されました議案第53号「公の施設
の指定管理者の指定について (森町小規模保育所)」の、提案理由
の説明を申し上げます。
- 森町小規模保育所の指定管理者として、森町草ヶ谷910番地の1、
子育てサポートわらべの会を指定し、指定期間は平成27年9月1日
から平成32年3月31日までの、4年7箇月とするものでございます。
- この子育てサポートわらべの会は、平成27年3月31までときわ保
育園長であった山本さな江氏が代表となり、設立をされた任意団体
で、代表は昭和49年からときわ保育園の保育士として勤務され、さ
らに62年からは園長として園の管理運営に携わってきた方でありま
す。
- また、従事する職員も全員5年以上保育士や調理員としての勤務
経験があり、専門的な保育知識や子育て支援等の技術を有しており、
今後も小規模保育所における充実した保育事業の実施が可能で、適
切な管理運営ができるものであると認められます。
- 事業者等が小規模保育事業を実施するためには、森町子ども・子
育て会議の意見を聴き、町が家庭的保育事業等の認可をする必要が
ありますので、去る6月18日に、子ども・子育て会議を開催し、認
可することに同意を得ております。
- また、指定管理者候補者の選定に当たっては、9月1日から開所

する予定であり、森町小規模保育所設置及び管理に関する条例の施行日からの期間が短く、早急に運営準備をする必要があるため、緊急に指定管理者を指定しなければならないことから、公募によらずに、候補者の随意選定を行い、指定管理者検討委員会を開催して、申請書類に基づき、団体の運営計画等についてのヒアリングを行い、審議した結果、条例に規定する基準に該当し、適切に施設の管理を行う能力を有すると認められる旨の意見を頂きましたので、指定管理者の指定について、議会の議決をお願いするものであります。

指定期間は、保育士等専門職員の配置や、事業の継続性を考慮して、5年になると考えられますが、今回は年度末で終了するために、4年7箇月としております。

なお、管理を行う上での細部については、協定書等により管理の徹底と円滑な事業運営がなされるよう、公の施設の設置者として指導を図っていくこととしております。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (榊原淑友君) これから、議案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員 (西田 彰 君) 本来は公募によってですね、募集をかけるのが適切かと思いますが、早くからこの人が受けてくれるというようなことが噂で広がっていたところでは、特に問題がないかどうか。

議長 (榊原淑友君) 保健福祉課長。

保健福祉課長 (村松富夫君) 保健福祉課長でございます。指定管理者の指定につきましては、施設の設置及び管理に関する条例が施行されないとは指定できないということもございますので、それ以後の行動でもって指定したいというものでございますので、問題はないと考えております。以上です。

議長 (榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

7番、太田康雄君。

7 番議員

(太田康雄 君) 今回のこの小規模保育所は、保健福祉センターの2階に新たに設置をするということですが、この施設を、保育所を利用するには、保健福祉センターの出入口を使うということによろしいでしょうか。

その場合ですね、この小規模保育所の運営時間といいますか、開園時間が7時からということになっていたかと思いますが、現在保健福祉センター自体の管理については、森町社会福祉協議会への委託になっているかと思いますが、この時間帯ですね、朝の時間、この玄関を開けるのはどなたになるのかと、その辺の管理のことについてお伺いをいたします。

それから、指定管理者の指定ということですが、指定管理料についてはいかがでしょうか。

議 長

(榊原淑友 君) 保健福祉課長。

保健福祉

(村松富夫 君) 保健福祉課長でございます。施設の管理につきましては、現在も社会福祉協議会に委託しているということがございますので、保健福祉課、あるいはデイサービスセンター、それから森の湯を委託しているシルバー人材センター等々、個別にやっているというところがございますので、森町のデイサービスセンターやシルバー人材センターの職員もキーを持っておりますので、開閉できるということになります。

課 長

今後のこの小規模保育所の開け閉めにつきましても、担当の職員にキーを渡して管理してもらおうというつもりでおります。

それから、指定管理料の関係でございますけれども、これもやはりデイサービスセンターと同じように、指定管理料は支払いません。理由といたしましては、地方自治法の第244条の2の第8項の規定にあります、「普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。」とされておりますけれども、小規模保育所に関しても、指定管理者がいわゆる保育料の自己負担分、利用者負担分を徴収し

てもらい、町からは給付費を支払って、その合計でもって運営していただくという形になりますので、指定管理料につきましては支払をいたしません。以上でございます。

議 長

(榊原淑友 君) 7番、太田康雄君。

7番議員

(太田康雄 君) 1問目につきましては了解いたしました。で、この協定の内容になろうかと思えますけど、この小規模保育所で使用する備品等につきましては、一般会計の方で町が購入する予算になっているかと思えます。今後ですね、備品の追加であるとか、あるいは買換えであるとか、そういったものの負担は町が負担するのか、指定管理者が負担するのか、いかがでしょうか。

議 長

(榊原淑友 君) 保健福祉課長。

保健福祉

課 長

(村松富夫 君) 保健福祉課長でございます。備品につきましては大型で高額になるものにつきましては、指定管理者の方と協議をして決定していくことになるかと思えますけども、ある程度町の負担も考えなければいけないかなと考えているところでございます。

また、今後修繕等も出てこようかと思えますけども、これにつきましても高額な修繕につきましては協議の上支払方法等を決定していくということになります。以上でございます。

議 長

(榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(榊原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第53号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長

(榊原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第53号「公の施設の指定管理者の指定について（森町小規模保育所）」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年6月森町議会定例会を閉会します。

（ 午後1時48分 閉会 ）